別記様式第１号の２（第３条、第51条の８関係）

複数管理権原が単一となる防火管理に係る消防計画作成（変更）届出書

|  |
| --- |
| 　　年　　月　　日沖縄市消防長　殿　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□防火管理者□防災住　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　管理権原者住　所 　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人の場合は、名称及び代表者氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□防火管理に係る消防計画を作成（変更）したので届け出ます。別添のとおり、　　　　　　　　　□防災 |
|
|
|
|
|
|
|
| 防火対象物又は　　　　　　　の所在地建築物その他の工作物 | 　 |
| 防火対象物又は　　　　　　　の名称建築物その他の工作物（変更の場合は、変更後の名称） | 　 |
| 防火対象物又は　　　　　　　の用途建築物その他の工作物（変更の場合は、変更後の用途） |  | 令別表第１ |  |
| その他必要な事項（変更の場合は、主要な変更事項） | 　 |
| 受付欄※ | 経過欄※ |
|  |  |

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

　　　２　□印のある欄については、該当の□印にレを付けること。

　　 ３　※欄は、記載しないこと

複数管理権原が単一となる防火管理に係る消防計画作成チェック表

|  |  |
| --- | --- |
|  | 確　認 |
| 第１・目的及びその適用範囲等 | ①　目的 |  |
| ②　適用範囲 |  |
| ③　防火管理業務の一部委任 |  |
| 第２・責務と権限 | ①　管理権原者の責任と権限 |  |
| ②　防火管理者の責任と権限 |  |
| ③　各火元責任者の責任 |  |
| 第３・消防機関との連絡等 | ①　消防機関へ報告する事項 |  |
| ②　防火管理業務資料の整備 |  |
| 第４・火災予防上の点検、検査 | ①　日常の火災予防 |  |
| ②　自主的に行う検査・点検 |  |
| ③　消防用設備等の法定点検 |  |
| ④　報告等 |  |
| 第５・厳守事項 | ①　従業員が守るべき事項 |  |
| ②　防火管理者が守るべき事項 |  |
| ③　各火元責任者が守るべき事項 |  |
| 第６・自衛消防組織 | ①　組織の編成 |  |
| ②　自衛消防活動 |  |
| ③　自衛消防隊の活動範囲 |  |
| 第７・休日、夜間の防火管理体制 |  |
| 第８・地震対策 | ①　日常の地震対策 |  |
| ②　地震後の安全措置 |  |
| ③　地震時の活動 |  |
| ④　避難場所 |  |
| 第９・防災教育 | ①　防災教育の実施時期等 |  |
|  | ②　自衛消防隊員等の育成 |  |
|  | ③　防災教育の内容及び実施方法 |  |
| 第10・訓練 | ①　訓練の実施時期等 |  |
|  | ②　訓練時の安全対策 |  |
|  | ③　訓練の実施結果 |  |
| **別表１「防火対象物の火元責任者の管理する範囲」** |  |
| **別表２「日常の自主検査チェック表」** |  |
| **別表３「消防設備等の法定点検」** |  |
| **別表４「自衛消防組織」** |  |
| **別表５「訓練実施結果表」** |  |
| **別表６「避難経路」** |  |

※別表６「避難経路」は平面図をコピーして避難動線を図面に記入すること。

**防火対象物全体の防火管理に関する契約書**

令和　年　月　日

消防法第８条第１項に基づく防火管理者として、下記の当該防火対象物に関わる賃借人等（以下「火元責任者」という）が有する管理の範囲を含む、各賃貸借部分・共用部分等を含める防火対象物全体（以下「当該防火対象物全体」という）の防火管理上の業務を実施します。

防火管理者

住　所

役　職

氏　名

１　上の者を「防火管理者の資格を有する者であるための要件について」に基づく権限を付与し、厳守することをもって防火管理者として選任します。

２　自らの管理する範囲の責任については、自らにあり、防火管理者に責任転嫁するものではないことを申し添えます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 　番号 | 火元責任者の住所・氏名等 |
| NO. | 住所　　　　　　　　　　　　　会社名等　　　　　　　　　　　役職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　℡　緊急連絡先　住所　℡　収容人員　　名用途　　　　　管理面積　　　　㎡ |
|  |
|  |

**防火管理者の資格を有する者であるための要件について**

　　　　　　　の「防火対象物の全体についての防火管理上必要な義務を適切に行うために必要な権限及び知識を有する者」として、別紙「防火対象物全体の防火管理に関する契約書」で各火元責任者が選任する防火管理者　　　　　　　に付与する権限等については、下記のとおりです。

記

**１**　**必要な権限の付与**（消防法施行令第３条の２）

　　当該防火対象物全体に関わる全ての火元責任者から防火管理者に「当該防火対象物全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限」として、次の権限が付与されている。

　(1) 当該防火対象物全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限

　(2)　当該防火対象物全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関する権限

　(3)　当該防火対象物全体の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関する権限

　(4)　防火管理上、必要な時に当該防火対象物の全部分に立ち入ることができる権限

　(5)　当該防火対象物全体の各火元責任者に対する、質問及び指示に関する権限

　(6)　当該防火対象物全体の消防用設備や、消火活動上必要な施設の点検整備に関する権限

　(7)　当該防火対象物全体における火気使用者、取扱者へ対する指示に関する権限

　(8)　その他防火管理者の責務を遂行するために必要な権限

**２　防火管理上必要な業務**

　　各火元責任者から「当該防火対象物全体についての防火管理上必要な業務」について、次の内容

　の説明を受けている。

　(1)　各火元責任者が管理する範囲についての消防計画の作成、見直し及び変更に関すること。

　(2)　防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関すること。

　(3) その他火元責任者として行うべき業務に関すること。

**第１・目的及びその適用範囲**

①　目的

この計画は、消防法第８条第１項に基づき、当該防火対象物の防火管理についての必要事項を定め、**火災等の災害の予防**と**人命の安全及び被害の軽減**を図ることを目的とする。

②　適用範囲

この計画で定めたことは、**ここに勤務し、出入りする全ての者が守らなければならない**。

③　防火管理業務の一部委任について

委託を受けて防火管理業務に従事する者は、この計画に定めるところにより、管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長等の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。

防火管理業務の一部委託　（　　　なし　　・　　　あり　　　）

※「あり」の場合は記入↓

|  |  |
| --- | --- |
| 受託会社名 |  |
| 電話番号 |  |
| 受託内容※該当する者に○をつける | 常駐　　・　　巡回　　・　　遠隔監視 |
| 受託者の行う防火管理業務の範囲 |  |

**第２・責任と権限**

　　　　　　　　　　　　　　　　（別表１・別表２）

①　管理権原者の責任と権限

|  |
| --- |
| ・防火管理業務について、**すべての責任を持つ**ものとする・**防火管理者を選任**し、消防計画作成に必要な指示を与える・建物の構造や**消防用設備に不備がある場合、速やかに改修する** |

②　防火管理者の責任と権限

|  |
| --- |
| ・**消防計画を作成**し、消防に提出する・定期的に**避難訓練**を行い、全従業員に**防災教育**を行う・消防用設備の点検に立会い、**不備がある場合、速やかに改修を促す** |

③　各火元責任者の責任

|  |
| --- |
| ・防火管理者の作成する消防計画に基づき、当該防火管理者に防火管理上必要な業務を実施させ、適正にその業務を遂行する。・防火管理者の指示を遵守するとともに、防火管理者が実施する避難訓練に参加する。・防火対象物の各火元責任者の管理する範囲については、**別表１**のとおりとし、火元責任者の責任において管理する。・防火管理者に**別表２**の自主検査チェック表の結果を定期的に報告する。 |

**第３・消防機関との連絡等**

①　消防機関へ報告、連絡する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 提出する時 |
| ❶.防火管理者選任（解任）届出 | 防火管理者の変更があった場合 |
| ❷.消防計画作成（変更）届出 | 防火管理者の変更及び消防計画の変更があった場合 |
| ❸.消防訓練計画通知書 | 消防訓練（避難訓練）を行う前 |
| ❹.消防用設備等点検結果報告 | 消防用設備の点検を行い、1年（または3年）以内に結果を報告 |
| ❺.消防用設備等の設置届出書 | 消防用設備の増設、移設などを行った時 |

②　防火管理業務資料等の整備

建物の図面（立面図や平面図等）及び上記❶～❺の届出書、その他防火管理業務に関係する書類は**紛失することのないよう一括して保管**する

**第４・火災予防上の点検、検査**

（別表１・別表２・別表３）

1. 日常の火災予防

・**別表１「防火対象物の火元責任者の管理する範囲」**を活用し

防火対象物の各火元責任者の管理する範囲を定める。

全従業員に配布し、休憩室など見やすい場所に掲示する。

②　自主的に行う検査・点検

・**別表２「日常の自主検査チェック表」**を活用し

選任された「火元責任者」は毎日チェックをおこなう。

定期的（月末など）にチェック表を防火管理者に提出する。

③　消防用設備等の法定点検（**消防法第17条の３の３**）

・**別表３「消防設備等の法定点検」**を作成する。

④　報告等

|  |
| --- |
| **別表２「日常の自主検査チェック表」**は各エリアの火元責任者に配布し、定期的（月末など）に防火管理者に提出する。※早急に改善の必要がある事案を発見した場合は、すぐに防火管理者に知らせること。 |

|  |
| --- |
| **別表３「消防設備等の法定点検」**は**点検結果を消防本部に提出する。**点検報告を怠った場合**30万円以下の罰金又は拘留**の罰則規定があることを理解している**（消防法第４４条第１項第１１号）** |

**第５・厳守事項**

①　従業員が守るべき事項

|  |
| --- |
| 1.　**消火器や屋内消火栓**の前に物品などを置かないこと2.　**防火戸**の近くに閉鎖障害となるものを置かないこと3.　**階段、通路などに避難障害となるものを置かないこと**4.　喫煙は指定された場所で行い、水入り容器等を用いて消火すること5.　死角となり得るトイレなども定期的に巡回し放火防止に努めること6.　死角となり得る倉庫などは常に施錠し放火防止に努めること7.　各部屋を出る前に電気、ガスなどのスイッチを切ること8.　従業員は異常を発見した場合、火元責任者に報告すること9.　火元責任者は異常を発見した場合、防火管理者に報告すること10. **タコ足配線**は電気火災の原因となり得ると理解すること |

②　防火管理者が守るべき事項

|  |
| --- |
| 1.　**収容人員を把握**し、過剰な人員が入店しないように徹底すること2.　イベント等で人員が増す場合、避難誘導を強化する等の対策をとること3.　避難経路を作成し、従業員や来客者が見えやすい場所に掲示すること4.　定期的にカーテン等が**防炎品**であるか確認すること5.　増改築を行うときは、消防機関へ相談すること6.　工事を行う際は、工事人に対し、次の事項を周知すること　　・溶接など火気を使用する工事の場合、消火器等を準備すること　　・指定場所以外での喫煙は行わないこと　　・火気の取扱者を指定し、随時、工事の状況を報告させること　　・放火防止のため、資器材の整理整頓に努めること　　・危険物を持ち込む際は、前もって防火管理者の承認を受けること |

③　各火元責任者が守るべき事項

|  |
| --- |
| ・次に掲げる防火管理上必要な事項について、防火管理者に報告又は承認を受けること1. 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥を確認したとき
2. 大量の可燃物の搬入及び危険物の貯蔵・取扱いを行うとき
3. 客席又は避難通路の変更を行うとき
4. 用途（一時的を含む）を変更するとき
5. 内装改修又は改築等の工事を行うとき
6. 防火管理業務の一部を委託するとき
7. その他火災予防上必要な事項
 |

**第６・自衛消防組織等**

（別表４）

1. 組織の編成

・**別表４「自衛消防組織」**に各組織の担当者名等を記載する。また、自衛消防組織は各火元責任者の管理するエリアごとに編成すること。

②　自衛消防活動

・**別表４「自衛消防組織」**に各担当の消防活動の内容を記載する。

作成した別表４は全従業員に周知させるとともに、事務所など見やすいところに掲示する。

③　自衛消防隊の活動範囲

各火元責任者及び自衛消防隊は相互に協力して火災に対応する。

近隣する建物から火災で延焼を防止する必要がある場合は、設置されている消防用設備を有効に活用できる範囲で、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。

**第７・休日、夜間の防火管理体制**

夜間において、従業員が少なくなる場合でも、通報や初期消火、避難誘導など初動措置を行えるように防災教育を強化すること。

休日などに建物内が無人となる場合、放火の可能性もあると想定し、以下の点に注意すること。

1.　しっかり施錠し、容易に敷地内に進入できないようにする

2.　建物周辺の整理整頓に努め、容易に着火されるものを置かない。

3.　周囲に協力者がいる場合、すぐ連絡を取れるようにする。

**第８・地震対策**

①　日常の地震対策

|  |
| --- |
| 1.　ロッカーや自動販売機の転倒防止措置を行う2.　看板や広告塔などの落下防止を行う3.　火気設備器具等からの出火防止措置を行う4.　危険物等の流出、漏えい防止措置を行う5.　非常食を備蓄している場合、定期点検整備を行う |

②　地震後の安全措置

|  |
| --- |
| 1.　身の安全を守ることを第一とし、負傷者の有無を確認する2.　避難通路の確保、建物に損壊箇所がないか確認する3.　火気設備器具の元栓を閉止、電源遮断を行う4.　ボイラーの使用停止、燃料バルブの操作と確認を行う5.　危険物施設を保有している場合、漏えい等がないか確認する |

③　地震時の活動

|  |
| --- |
| 1.　テレビやラジオなどで情報収集に努める2.　必要と思われる情報は施設利用者に伝える3.　施設利用者を落ち着かせながら、避難誘導にあたる4.　負傷者が発生した場合、搬送および応急手当にあたる5.　**広域避難場所、津波避難場所**に徒歩にて避難するよう案内する |

④　避難場所　※「**沖縄市防災マップ**」をネット検索、もしくは市役所防災課に資料あり

災害時の避難場所、津波発生時の避難場所を事前に把握する

海抜が低い場所（泡瀬地区周辺）にある場合、津波避難場所（ビル）も把握する

|  |  |
| --- | --- |
|  | 施設名 |
| 災害時の避難場所 | ・・ |
| 津波発生時の避難場所※海抜が低い場所のみ | ・・ |

**第９・防災教育**

①　防災教育の実施時期

|  |  |
| --- | --- |
| 防災教育を行う時期（予定） | （　　　　）月、（　　　　）月 |

②　自衛消防隊員等の育成

管理権原者は、災害時において円滑に自衛消防活動を行うため、自衛消防組織の整備を図るとともに、自衛消防隊員の育成を推進するものとする

③　防災教育の内容及び実施方法

消防計画の内容を再確認し、以下の点を全従業員に教育します

|  |
| --- |
| 1.　全従業員が守るべき事項の周知徹底2.　日常の自主検査チェック表が提出されているか3.　地震時の対応、災害発生時の避難場所、津波発生時の避難場所の確認4.　消防用設備の使用方法の教育 |

**第10・訓練**

（別表5）

1. 防火対象物全体の訓練の実施時期

訓練を行う前に「消防訓練計画通知書」を作成し、消防本部に届け出る

「消防訓練計画通知書」の様式は沖縄市消防本部ホームページ各種申請書にあります。

|  |  |
| --- | --- |
| 避難訓練を行う時期（予定） | （　　　　）月、（　　　　）月 |

* 特定防火対象物は年に２回以上実施、非特定防火対象物は年に１回以上の実施
1. 防火対象物全体の訓練時の安全対策

|  |
| --- |
| 1.　訓練指導者は自衛消防隊長とし、隊員の安全管理を行う2.　隊員の健康状態を把握し、訓練に支障がある場合は参加させない3.　訓練に使用する資器材に不備が見つかった場合は使用しない4.　資器材を使用する際は手袋や保安帽を装着するなど怪我防止に努める |

1. 防火対象物全体の訓練の実施結果

|  |
| --- |
| 1.　**別表５「訓練実施結果表」**を活用し、訓練の記録をとる2.　検討会を開き、反省点を確認する3.　記録を保存し、**次回の訓練の参考**とする |

別表１　　　**防火対象物の火元責任者の管理する範囲**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所有者（火元責任者）（法人の場合は名称及び代表者氏名） | 所有部分 | 管理する範囲 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 番号 | 火元責任者名称（店舗名） | 管理する範囲 | 番号 | 火元責任者名称（店舗名） | 管理する範囲 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

別表２　　　　　　　　　　**自主検査チェック表**　　　　（　　　）月

|  |  |
| --- | --- |
| 番号 | （　　　） |
| 火元責任者　 |  |
|  | 実施項目 |
| ガス機器ホースの劣化 | 電気配線の損傷 | 吸殻の処分 | 倉庫等の施錠 | 終業後の火気確認 | 通路、階段の避難障害 | 防火戸の閉鎖障害 | 消火器具前の障害物 |
| １日 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ２日 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ３日 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ４日 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ５日 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ６日 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ７日 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ８日 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ９日 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 10日 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 11日 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 12日 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 13日 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 14日 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 15日 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 16日 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 17日 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 18日 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 19日 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 20日 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 21日 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 22日 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 23日 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 24日 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 25日 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 26日 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 27日 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 28日 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 29日 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 30日 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 31日 |  |  |  |  |  |  |  |  |

別表３　　　　　　　　**消防設備等の法定点検**

＜契約している点検業者＞

|  |  |
| --- | --- |
| 点検設備業者 |  |
| 住所・電話番号 |  |

設置されている消防用設備を○で囲み、**点検実施予定月を記入する**。

※下記消防用設備以外の設備がある場合には不要部分を削除し記載して下さい。

|  |  |
| --- | --- |
| 消防用設備等の種類※該当設備に○ | 点検実施月（予定） |
| 機器点検（半年毎） | 総合点検（１年毎） |
| 消火器 | （　　）月、（　　）月 | 　　　　　　　 |
| 屋内消火栓設備 | （　　）月、（　　）月 | 　　（　　）月 |
| スプリンクラー設備 | （　　）月、（　　）月 | 　　（　　）月 |
| 泡消火設備 | （　　）月、（　　）月 | 　　（　　）月 |
| ガス系消火設備 | （　　）月、（　　）月 | 　　（　　）月 |
| 粉末消火設備 | （　　）月、（　　）月 | 　　（　　）月 |
| 自動火災報知設備 | （　　）月、（　　）月 | 　　（　　）月 |
| 火災通報装置 | （　　）月、（　　）月 | 　　（　　）月 |
| 非常警報設備 | （　　）月、（　　）月 | 　　（　　）月 |
| 避難器具 | （　　）月、（　　）月 | 　　（　　）月 |
| 誘導灯 | （　　）月、（　　）月 |  |
| 連結送水管 | （　　）月、（　　）月 | 　　（　　）月 |
| 配線 |  | 　　（　　）月 |
| **点検結果に不備がある場合、早急に修理・改善します** |

消防への点検報告は（　１年に１回　　・　３年に１回　　）行います

点検報告を怠った場合**30万円以下の罰金又は拘留（消防法第４４条第１項第１１号）**の罰則規定があることを理解している

別表４

**自衛消防の組織**

各火元責任者の管理するエリアごとに自衛消防隊を取り決め、班ごとに担当者

（責任者）を選定します。

|  |  |
| --- | --- |
| 自衛消防隊長・番号 | 隊長　　（　　　　　　　　　）・（　　） |
| １１９通報班 | 班長　　（　　　　　　　　　） |
| 初期消火班 | 班長　　（　　　　　　　　　） |
| 避難誘導班 | 班長　　（　　　　　　　　　） |
| 救護班 | 班長　　（　　　　　　　　　） |

【自衛消防隊長の役割】

・災害時に率先して指揮をとり、各担当がスムーズに機能するよう働きかける

・避難訓練を通して、自衛消防隊の精度を高めるよう努める

【１１９通報班の役割】

・火災が発生した時に消防に通報する

・放送設備などを用いて建物内にいる者に火災であることを知らせる

【初期消火班の役割】

・出火箇所に急行し、積極的に初期消火活動を行う

・近くにある消火器や屋内消火栓を用いて消火する

【避難誘導班の役割】

・避難経路図に基づいて、避難誘導を行う

・避難方向がわかりにくい場所は、曲がり角などに誘導員が立って誘導する

【救護班の役割】

・自力避難困難者をタンカや徒手で運ぶ

・避難場所で負傷した人数を把握するとともに応急手当を行う

別表５　　　　　　　　　　**訓練実施結果表**

|  |  |
| --- | --- |
| 訓練日時 | 　　　　　　　年　　　　　月　　　　　日 |
| 訓練指揮者 | 　氏名： |
| 想定内容 | 　　　階　　　　　　　　　　　部分から出火 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | チェック項目 | 判定 |
| 発見者 | ・「火事だー！」と大きな声で周りに知らせたか |  |
| ・自火報発信機を押してベルで火災を周知させたか |  |
|  |  |  |
| 119通報班 | ・自火報受信機を見て火災箇所を特定できるか |  |
| ・119通報時に建物の住所を明確に言えるか |  |
| ・119通報時に火災の状況を簡潔明瞭に言えるか |  |
| ・放送設備を用いてお客等に火災を知らせたか |  |
| ・○階○部分で火災のため○○から避難と知らせたか |  |
| ・通報、放送は混乱防止のため落ち着いた口調で行ったか |  |
|  |  |  |
| 初期消火班 | ・消火器や屋内消火栓の位置を把握しているか |  |
| ・消火器や屋内消火栓の使用法は把握しているか |  |
| ・複数人で消火にあたっているか |  |
| ・初期消火失敗時の退路は確認しているか |  |
|  | ・ |  |
| 避難誘導班 | ・大きい声で避難口に誘導を行っているか |  |
| ・エレベーターを使用しないことを知っている |  |
| ・曲がり角など要所に配置されているか |  |
| ・トイレなども逃げ遅れがいないか確認したか |  |
| ・避難を確認後は防火戸などを閉鎖したか |  |
|  |  |  |
| 救護班 | ・タンカによる搬送要領を習得している |  |
| ・徒手による搬送方法を習得している |  |
| ・止血法、心肺蘇生法を習得している |  |
|  |  |  |

反省点（総括）

|  |
| --- |
|  |

別表６

避難経路図（参考）

①　**平面図をコピーして下さい**。平屋建て以外は階ごとご準備下さい。

※平面図がない場合は手書きで構いません。

②　居室から玄関や勝手口、掃き出し窓など避難する方向へ線を引いて下さい。

　　※避難経路が複数ある方が望ましいです。

③　施設利用者が迅速に避難できるように見やすい位置に作成した避難経路図

　　を張って下さい。

